

新型コロナウイルス感染拡大に伴うガス料金の特別措置について

2020年3月31日
一般社団法人 日本ガス協会

日本ガス協会は、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中、地域に根ざすガス事業者として、また経済産業省の要請も踏まえ、3月19日の理事会において、正会員（一般ガス導管事業者）に対し、ガス料金の支払期限の延長等、生活不安者支援への最大限の対応努力を要請することとしました。

3月30日時点で、正会員196者のうち、187者においてガス料金の支払い期限の延長等の特別措置を実施することとなりましたのでお知らせいたします。（なお、上記187者以外に、公営ガス事業者をはじめ、現在検討中の事業者もあります。）

以上

お問合せ先：一般社団法人日本ガス協会 広報室
(TEL 03-3502-0112)